

## 国立大学法人山口大学吉田地区構内交通規則の運用について

1. 第1条関係（自動車等の種類）

「自動車、自動二輪車及び原動機付自転車」とは、道路交通法に定める大型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、自動二輪車及び排気量50CC以下の原動機を用いる二輪車をいう。
2. 第2条関係

バリケードによる通行規制場所の通行できる時間帯は次のとおりとする。

  - (1) 吉田寮前、学生会館横及び中央ボイラー室・農学部間は終日通行止めとする。
  - (2) 農学部・理学部間は、平日は午後8時から翌日の午前6時00分まで、休日は終日通行できるものとする。
3. 第3条関係（休日）

「休日」とは土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日をいう。
4. 第4条関係（公用車）
  - (1) 「公用車」とは国立大学法人山口大学が所有する自動車をいう。
  - (2) 「(これに代わるもの)」とは、必要に応じて借上げるタクシーをいう。
5. 第6条関係（駐車規制及び自粛）
  - (1) 「職員・学生でその他特殊事情により自動車の使用が必要であり、在籍部局長が特に必要と認めた者」とは
    - ア 一般駐車許可対象者  
次の事項の一に該当する者で、恒常的に自動車で通勤又は通学する期間が1か月を超える場合は、これに該当する期間（曜日・日時等を含む。）これを許可する。
      - ①勤務の都合により自動車の使用を必要とする者。
      - ②病気、怪我等で自動車の使用を必要とする者。
      - ③資料収集等頻繁に自動車での移動を必要とする者。
      - ④乳幼児の保育等家庭の事情により通勤途上において、自動車の使用を必要とする者。
    - イ 夜間駐車許可対象者  
次の事項の一に該当する者で、恒常的に自動車で通勤又は通学する期間（曜日・日時等を含む。）が1か月を越え、駐車時間が夜間に限られる場合は、これに該当する期間の夜間駐車を許可する。（夜間とは、平日及び休日のごく4時30分から翌日の午前7時30分をいう。）
      - ①勤務の都合により夜間に自動車の使用を必要とする者。
      - ②実験・研究及びサークル活動等で夜間に自動車の使用を必要とする者。
6. 第9条から第10条関係（駐車許可証）
  - (1) 駐車許可証は、原則として恒常的に自動車で通勤又は通学する期間が1か月を超える場合に交付する。
  - (2) 駐車許可証の有効期限は、当該年度の末日までとする。
  - (3) 駐車許可証の発行をより公正・厳正なものとするため次の書類等で居住区域の確認を行うものとする。
    - ア 教職員については通勤届及び住宅地図等で確認する。
    - イ 学生については住宅地図、運転免許証、下宿契約書、健康保険証、住民票の写し、車体検査証等で確認する。
  - (4) 自動車を更新し、又は駐車許可証を紛失若しくは汚損したときは、速やかに当該部局の交付を受けた担当係に届け出るとともに第10条の規定に準じ、新たに駐車許可証の交付を受けなければならない。
  - (5) 駐車許可証の交付を受けた者が、構内に自動車を乗り入れる必要がなくなった場合は、所属又は在籍する部局の担当係に届け出させ、駐車許可原簿から抹消するものとする。
  - (6) 女子寮に居住する者の自動車については、次のとおりとする。
    - ア 駐車許可証は、学生支援部担当係が交付する。
    - イ 交付する駐車許可証には、居住者用の表示をする。
- (7) 学生食堂、売店等に常時勤務する者については、本学の職員に準じてこれを所管す

- る部局の担当係が駐車許可証を交付するものとする。
- (8) その他、本学の事業運営上構内に駐車する必要がある場合は、施設環境委員会承認後、担当係が交付するものとする。
7. 第12条関係（学内臨時駐車証及び構内臨時通行証の交付）  
学内臨時駐車証及び構内臨時通行証は、次により交付する。
- (1) 入構が、1日限りの場合は、門衛所において交付する。
- (2) 1か月未満で入構が煩雑な場合は、その実情に応じ、職員にあっては部局の、学生にあっては学生支援部の交通指導委員会の審査後、前者は部局の担当係が、後者は学生支援部の担当係が交付する。
- (3) 学内臨時駐車証及び構内臨時通行証の交付簿  
各部局担当係及び門衛所は、学内臨時駐車証交付簿（別紙様式1）及び構内臨時通行証交付簿（別紙様式2）を備え、必要事項を記載するものとする。
- (4) 臨時の措置  
学内の施設を学会、講習会、試験場等に使用させることにより、多数の学内臨時駐車証の交付を必要とする場合は、国立大学法人山口大学施設環境委員会（以下「施設環境委員会」という。）の承認を得て、学内臨時駐車証に代わるものをもって入構させることができる。
8. 第14条関係（交通指導委員会）  
「委員若干名」とは7名以内を原則とする。
9. 第14条関係（交通の指導等）
- (1) 部局等の交通指導委員会は、施設環境委員会の方針に基づき、次の方法等により、共同して交通安全の指導等に当たるものとする。  
ア 違反者を確認できるときは、氏名を明らかにさせ、注意と指示を与える。  
イ 違反者を確認できないときは、車両番号を控え駐車違反通告書（別紙様式4）を貼付する。  
ウ 各部局交通指導委員会は、違反者について違反の形態、日時等を個別に記録する。  
エ 違反者の所属が明らかでない者については、施設環境委員会に報告し、所属部局が明らかでない者については、当該部局へ所要事項を通知するものとする。
- (2) 交通指導委員会委員が指導にあたる時は、左腕に所定の腕章（別紙様式3）を着用するものとする。
10. 第15条関係（駐車許可の取消し）
- (1) 交通指導委員会は、三回以上の違反をした者及び悪質な違反をした者並びに虚偽の申告をした者に対しては、その者の属する部局等の長へ報告するものとし、その措置については当該部局等の長に委任するものとする。ただし、所属が明らかでない場合は、施設環境委員会において処理するものとする。
- (2) 部局等の長は、上記の報告を受けた後、駐車許可の取り消し等の処置を行った場合は、当該内容を施設環境委員会委員長へ報告するものとする。
- 附 則  
この運用は、平成16年6月4日から施行する。
- 附 則  
この運用は、平成19年3月15日から施行する。
- 附 則  
この運用は、平成28年4月1日から施行する。